

2020年11月16日
10時00分～12時00分

自主規制モニター会議 次第

開会：10時00分

司会：小暮副会長

1	自主規制の活動報告（運営状況）
	（1）品質管理レビュー制度
	（2）個別事案審査制度
2	自主規制の活動報告（トピック）
	（1）継続的専門研修制度における不適切事案への対応
	（2）その他
3	質疑応答・意見交換・助言
4	まとめ

閉会：12時00分

自主規制の活動報告(運営状況)

2020年11月16日
自主規制モ二夕一会議



目次

- 1. 品質管理レビュー制度の運営状況**
- 2. 個別事案審査制度の運営状況**

1. 品質管理レビュー制度の運営状況①

● 2020年度品質管理レビューの実施状況（2020年10月31日現在）

- ▶ 2020年7月～ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたレビュー年次計画に基づき順次往査を開始
- ▶ 品質管理委員会の審議状況（2020年5月～（2020年4月分は2019年度実績に含む））

	通常レビュー(※1)	改善状況の確認(※2)	特別レビュー(※3)
レビュー実施監査事務所	58	13	7
審議済監査事務所	3(※4)	0	0
未審議監査事務所	55	13	7

(※1) 通常レビュー対象監査事務所は207監査事務所

(※2) 通常レビューにおいて発見された改善勧告事項に対する改善措置の状況を確認するために通常レビューの一環として行う手続

(※3) 監査意見表明の前後を問わず、品質管理委員会が必要と認めた場合に、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認するためのレビュー

(※4) このほか、2019年度繰越案件1件あり

1. 品質管理レビュー制度の運営状況②

- 制度変更(2019年7月会則変更)を踏まえた2020年度品質管理レビューの状況
 - ▶ 監査事務所の規模、リスクの程度、改善措置の状況等を反映したレビュー年次計画により、高リスク案件に注力したレビューを実施
 - ▶ 特別レビューの実施要件の緩和により、監査法人の合併や行政処分勧告対象監査事務所の後任監査人の状況把握など、高リスク案件の監査実施状況を適時に確認
 - ▶ ツールを使ったデータ分析の充実

《参考：2019年7月会則変更における主な変更点》

品質管理レビュー制度関係	上場会社監査事務所登録制度関係
通常レビューの実施頻度の柔軟化	上場会社監査事務所部会のオフサイト・モニタリング機能の強化
通常レビューの結論の明確化/改善勧告事項への対応の見直し	新たに上場会社の監査を希望する監査事務所に対する調査の厳格化
改善勧告事項に対する改善状況の確認方法の効率化	登録事務所に関する不備事項の開示の拡充
品質管理レビュー制度上の措置の決定基準の柔軟化	
特別レビューの実施要件の緩和	

品質管理レビュー制度の運営状況③

● 制度変更に係る主な周知活動

2020年6月
■ 下位規範（細則・内規等）の整備

2020年8月25日
■ 『月刊監査役（9月号）』への寄稿
➢ 「日本公認会計士協会における2019年度品質管理レビューの実施状況及び品質管理レビュー制度等の2020年度改正」

2020年10月15日
■ 『品質管理レビュー結果等の伝達に当たって』の公表
➢ 監査人のコミュニケーション対象である監査役等に対し制度変更後の品質管理レビューの結果等を伝達する際の、品質管理レビュー制度の概要説明の参考として取りまとめたもの

2019年7月
■ 会則・規則の変更

2020年6月30日
■ 『2019年度品質管理委員会年次報告書』等の公表
➢ 2019年度の年次報告に加え、変更後の制度について概説

2020年9月15日
■ 『品質管理レビュー制度等Q&A』の改訂

2020年11月（予定）
■ 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における講演の実施

2. 個別事案審査制度の運営状況

● 2020年度個別事案審査の実施状況

対象期間：2020年4月1日～10月31日

▶ 監査・規律審査会の審議状況

	案件数		案件数
繰越案件	44件	終了事案 (うち綱紀審査会)	22件 (7件)
新規案件	9件	次月繰り越し	31件

開催回数：9回

その他特別調査：1件

▶ 綱紀審査会の審議状況

	案件数		案件数
繰越案件	1件	終了事案	0件
新規案件	7件	次月繰り越し	8件

開催回数：5回

監査規制に関する国際的動向

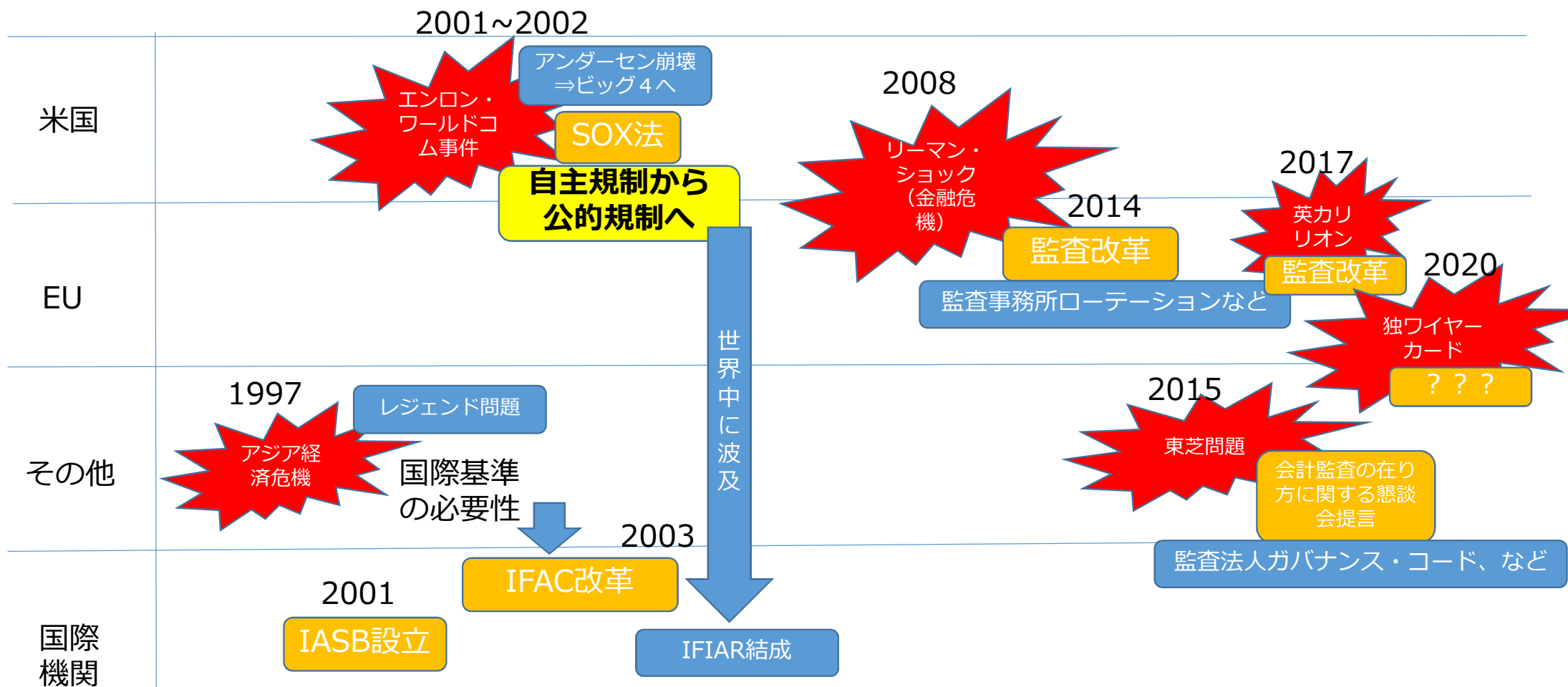
2020年11月16日
JICPAリサーチラボ

目次

1. 監査規制を巡る歴史の変遷
2. 国際基準と監査制度・監査規制
3. 個別問題
 - (1) 独立性を巡る議論
 - (2) 監査人のローテーション
 - (3) 非監査業務の被監査会社への提供（同時提供）
 - (4) 監査事務所のビジネスモデル（監査部門と非監査部門の分離）
 - (5) 監査市場の寡占（監査人の選択肢）

1. 監査規制を巡る歴史の変遷

1. 監査規制を巡る歴史の変遷



監査規制を巡る歴史的変遷(過去20年サマリー)

1. 自主規制から公的規制へ

米国PCAOBに類似した「独立した」監査人監督組織が、各国で設立され、その国際組織IFIAR設立

2. 監査人の独立性強化

- 監査人（監査責任者）の在任期間の制限（強化）
- 監査事務所（監査法人）の強制ローテーションの検討
- 非監査業務の被監査会社への提供（同時提供）の制限
- CG強化による監査人の選任権限の監査委員会への移行

3. 国際基準(IFRS、ISA)の影響力拡大

4. 監査市場の寡占の進行

アーサー・アンダーセン崩壊により、ビッグ5からビッグ4へ

5. ビッグ4は「複数専門業務提供(Multidisciplinary)モデル」へ

独立性に留意しつつ、非監査業務を拡大（被監査先以外への非監査業務提供拡大）

2. 国際基準と各国監査規制

国際基準による統一化が進む監査基準・倫理規則

IFACによる国際基準の設定と各国による受け入れ

- 2003年の国際会計士連盟（IFAC）改革により、国際基準（監査基準・倫理規則）設定を巡るガバナンスが改善
- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）による基準設定及び各国による受け入れ

各国による国際基準の受け入れメカニズム

- IFAC加盟団体（JICPAなど）は、「加盟団体の義務（SMO）」により、国際基準の受け入れ義務を負う
 - 国際基準不採用による海外からの不信のリスク（例：EUの“同等性評価”）
 - グローバル企業の監査を考慮すると、基準の国際的整合性の必要性
- （注）各国は国際基準を「ミニマム基準」として受け入れ、追加規制はあり得る
- グローバルに展開する国際監査事務所の影響（監査メソドロジーの共通化、相互レビュー）

各国の監査制度と監査規制

監査制度・監査規制は国による異なる

- 歴史的経緯、法制度の相違、主権の問題、など
- 規制当局は、国際組織（証券監督者国際機構：IOSCO、監査監督機関国際フォーラム：IFIAR）による“緩やかな”規制の調整、相互連携を図る。
- IOSCO、IFIARによる基準設定機関との対話、影響力行使
- EUの枠組みによる一定の共通化

法定監査の範囲：どのような会社に法律で監査を求めるかは国により異なる

- 上場企業に監査を求めることは、ほぼ世界共通
- 原則として全ての会社（有限責任会社）
- 規模による監査免除（EUなど）
- 会社法が監査を要求しない国（米国）

日本は監査が求められる範囲が非常に狭い（限定的）なのが特徴

監査人の規制

- 社会的影響度の高い事業体（PIE：上場企業+a）の監査に対して、公的規制を求めることはほぼ世界共通になりつつある。
- 規制組織の性格（官／民）、権限などは国により千差万別

3. 個別問題

(1) 独立性を巡る議論

被監査会社自ら監査人を選任し、監査報酬を払うことが監査人の独立性を阻害する根本原因との議論は古くから存在

但し、それに代わる適切なモデルはどの国でも実施されていない。

- 被監査会社のCGを強化、経営者から独立した社外取締役中心の監査委員会による監査人の選任が今までの主流の対応
- 欧州では、昨今の会計・監査不祥事を契機に上記の“クライアント・モデル”の根本的な見直しも俎上に上る
- 英国では、監査委員会を規制当局が監視する案が提案
- 背景には、会計基準の複雑化（見積もり要素の拡大等）に伴い、求められる「独立性」の質の変化があるのではないか（「経営者へのチャレンジ」）

(2) 監査人のローテーション

a) 監査責任者のローテーション

- 米国では昔から自主規制として上場企業の監査責任者の7年交代制
- 国際的波及、SOX法での強化を経て、現在はIESBAの国際基準に取り入れられ、強化されている。
(但し、IESBA基準より厳しい独自の規制を持つ国も多い)

b) 監査事務所(監査法人)のローテーション

- EUで2014年に法制化(2016年から段階的に導入)
- 米国ではPCAOBが2011年に議論を再開したが、下院での法案可決を契機に議論終息
- 強制交代ではなく、強制入札(豪州)、定期的見直し(カナダ)を志向する国も

(3)被監査会社への非監査業務の提供

a)米国SOX法による制限

独立性を阻害するリスクの高い一部の被監査業務を厳しく制限

b)IESBAによる制限

米国よりやや緩い規制であったが近年強化の動き

c)EUの2014年監査改革

ブラックリストに加えて、量的制限（監査報酬の70%以下）

d)一部の国（英国等）では強化の動き

大規模上場企業の監査市場の寡占と問題と相まって、監査人の選択肢を狭め、監査人の交代を難しくしている。（非監査業務を提供している監査事務所は監査人になれない）

(4) 監査事務所のビジネスモデル

ビッグ4などの監査事務所は、非監査業務の同時提供の規制強化を受けて複数専門業務提供モデルへ

- 近年、一部の国では、このビジネス・モデルが監査品質が向上しない原因（組織カルチャー等）として問題視（"Audit-only Firm"）
- 英国では、「運営上の分離」（*）を求める。（2023年までの完全実行）

* 国際的ネットワークの関係から、完全な分離をすることが困難として、ガバナンスの分離、財務の分離の徹底を求める。

【分離を主張する側の主な見解】

監査（公共の利益重視）と非監査業務（クライアントの利益重視）は組織カルチャーとして両立しない。売上割合で太宗を占め、成長性、収益性が高い、非監査業務を重視する組織カルチャーが監査品質上の問題を引き起こす。非監査部門から監査部門への内部補助を問題視。

【監査事務所側の主な反論】

複雑化した現代の監査においては、多様な専門家（情報技術、資産評価、etc.）の関与が不可欠。複数専門業務提供モデルはそれを実現するために適している。

(5) 監査市場の寡占 (監査人の選択肢)

グローバルに展開する大規模企業を監査できる能力があるのは、実質的に4つしか存在しない。(ビッグ4)

- 競争が十分ではないことが、監査の技術革新(品質向上)の障害との見方
- 非監査業務の同時提供と相まって監査人の選択肢を狭めている
- ビッグ4がビッグ3になることへの規制当局の警戒感(金融規制におけるシステムティック・リスクと同様の考え方?)

【英国における共同監査の強制の提案】

FTSE350などの大規模上場企業の監査において、一方をビッグ4以外とする共同監査の強制が提案されたが、提案内容が大幅に修正されるとの見方。

責任の分離を伴わないため、ビッグ4以外の監査事務所が受注をためらうか？